

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
公募要領	3	2.事業概要	大気放出前の、CO ₂ 濃度10%程度の排気ガスを直接利用するような技術は対象になりますか。	対象外です。公募要領のp.3 2募集概要の説明にあるように、『持続可能な資源循環の実現のために、循環の対象とする物質は、地球温暖化問題の要因で、低濃度な状態で環境へ放出されており従来技術では回収・吸収が難しい二酸化炭素に限ります。』となっており、大気中の低濃度のCO ₂ に対する技術が対象です。
公募要領	4～5	2. (2)(ii)制度の推進体制	PDに直接相談してよいでしょうか。	公募内容や審査等について、PDに直接コンタクトすることはお控え下さい。
公募要領	4	2. (4)予算規模・事業規模	1件当たりの年間の予算規模はどの程度ですか。	公募要領 p.4参照ください。なお、採択時の附帯条件として、予算を含む実施計画の変更をお願いする場合があります。
公募要領	4～5	3. 応募要件	「複数の法人」による応募とありますが、再委託先まで含めた数で判断してよいですか。	再委託先等も含めて複数であることが要件です。
公募要領	4～5	3. 応募要件	「複数の法人」による応募とありますが、技術研究組合1者の場合複数と見なせますか。	見なせません。技術研究組合は、複数の者が組合員となって組織されていますが、応募要件を満たすためには、応募される内容に対して、複数の法人である必要があります。
公募要領	4～5	3. 応募要件	技術研究組合が共同提案者になる事は可能ですか。	可能です。
公募要領	4～5	3. 応募要件	企業の参画は必須ですか。	企業の参画は必須ではありません。ただし、大学・国立研究開発法人のみの場合でも、目標達成シナリオや実用化・事業化の見込みを提案書で説明いただく必要はあります。

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
公募要領	4～5	3. 応募要件	提案の代表機関はPM 候補者の所属する機関であることとされていますが、この「所属」とは、代表機関とPM候補者の間に雇用契約があるという意味ですか。	NEDOは、PM個人ではなく所属する機関と委託契約を締結しますので、PMも個人ではなくその機関の一員として契約条項の義務等を負うことになります。PM が おこなうべきマネジメントを適切に行っていただければ、必ずしも雇用でなくとも構いません。 成果や発明の帰属、PMとしてマネジメントを行う上で必要な指示命令系統や権限を機関として担保できるのか等をご確認ください。また、それらをNEDOが確認できることも必要です。
公募要領	8	3. 応募要件	PM候補者が提案時点ではまだ代表機関に所属していない場合、e-rad 上の研究代表者は誰にすればよいですか。	P M候補者を研究代表者として登録できない場合は、代表機関内で今回の提案に 含まれる研究者を代表研究者としてご応募下さい。 採択決定後、必要な変更手続きをしていただきます。
公募要領	7～8	4. 提出期限及び提出先	国立大学や国立研究開発法人が提案する場合でも、「提案書に添付する書類」に指定されるすべての書類を用意する必要がありますか。	必要です。
公募要領	7～8	4. 提出期限及び提出先	「会社案内」「直近の事業報告」「財務諸表」は、大学や国立研究開発法人からも提出が必要ですか。また、再委託先も必要ですか。	大学や国立研究開発法人を含む、すべての機関からご提出が必要です。 また、再委託先も必要です。 なお、海外機関からの提出にあたっては、提案書と同様に、日本語又は英語でご提出ください。
公募要領	7	4. 提出期限及び提出先	「直近の事業報告書」「財務諸表」について、今年度分は作成中なので、前年度分を提出してもよいですか。	提出可能な最も新しい年度分をご提出ください。 現時点で今年度分が作成途中等であれば、今年度分を最新としていただいて結構です。
公募要領	8	4. 提出期限及び提出先	PMや各共同提案機関の研究開発責任者は、全員e-Radへ登録が必要ですか。	PM及び各共同提案機関の研究開発責任者はe-Rad番号が必要です。 ただし、一機関で複数の研究開発責任者を登録する場合は、e-Radに研究分担者として登録する1名のみがe-Rad番号を取得していれば結構です。
公募要領	8	4. 提出期限及び提出先	再委託先機関とその研究者も、e-Radへ登録が必要ですか。	再委託先及びその研究者はe-Radに登録されていなくても構いません。 登録されていない場合、再委託先の別添3 主要研究員研究経歴書におけるe-Rad 研究機関コード及びe-Rad研究者番号は記載不要です。
公募要領	6	4. 提出期限及び提出先	アップロードするファイルは、一部は一つの zipファイルにまとめているが、具体的には？	提出先の Web 入力フォームで以下の項目を入力いただき、アップロードしてください。「提出書類；提案書 別添 1、2」は一つの PDF に纏め、「提出書類；別添 3,4,5,6,10,その他」は PDF で作成後ひとつの zip に纏め、各々アップロードしてください。下記の 20) 21)参照。
公募要領	9	6. 委託先の選定	書類審査後、対面形式の審査はありますか。	必要に応じて対面のヒアリング審査への参加をお願いする場合があります。

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
公募要領	8～10	6. 委託先の選定	本公募は全体で何件程度の採択を予定していますか。	具体的な件数は定めていません。全体の予算の範囲内で、プロジェクトを採択します。
公募要領	9	6. 委託先の選定	ヒアリング審査は、すべての提案者を対象に実施するのですか。ヒアリング審査への参加が必要な場合、実施日の何日前に連絡がありますか。	審査の過程でヒアリングが必要と判断された場合、ヒアリング審査への参加を求めます。公募締切後、ヒアリング審査の対象が決まり次第ご連絡します。
公募要領	8～10	6. 委託先の選定	代表提案者 A、共同提案者 B の両方から、企業 C が再委託を受ける事は可能ですか。	可能です。同じ研究員を登録する場合のエフォート管理などには注意して下さい。
公募要領	8～10	6. 委託先の選定	提案に海外の研究機関を実施体制に加えることはできますか。その場合、海外の研究機関にプロジェクト予算を回すことは可能ですか。	可能です。ただし P M が所属する代表提案者は本邦の法人とします。共同委託先として海外の研究機関が提案する場合、国内の提案者同様に、N E D O の契約約款や当該公募要領に記載された内容等に同意いただく必要があります。また、再委託先として提案いただく場合も、同様に、貴法人と海外研究機関が契約を結ぶこととなりますので、その点ご注意ください（本留意事項は特に海外に限った話ではありません。）。
公募要領	10	7. 留意事項	再委託先との契約は提案段階で必要ですか。	再委託をされる場合には、必ず再委託先との間で、NEDOと委託先との間で締結した委託契約の内容を準用した契約を締結いただきます。再委託契約の締結は、この委託契約締結日以降である必要があります。
公募要領	11	7. (2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託	公募要領では「国立研究開発法人から民間企業の再委託または共同実施(再委託または共同実施先への資金の流れがないものを除く)は原則認めておりません。」とされていますが、以下のケースについては可能ですか。 ・ 国立大学法人から民間企業への再委託 ・ 学校法人(私立大学)から民間企業への再委託 ・ 国立研究開発法人から国立大学法人または学校法人への再委託 ・ 民間企業から国立大学法人または学校法人への再委託	いずれも可能です。ただし、業務委託契約約款第2条のとおり、再委託の額は原則として契約金額の 50%未満とする必要があります。また、審査においてその役割等を審議した結果、体制の変更を採択条件とする可能性があります。
公募要領	12	7. (10) データ マネジメント	研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)とは何ですか。	NII Research Data Cloudについては、以下をご参照ください。 https://rcos.nii.ac.jp/item/publications/RCOS_leafletA3_2020.pdf

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
公募要領	18	7. (19)研究開発資産の帰属・処分について	「委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています」とありますが、NEDOホームページ掲載の「委託/補助・助成 業務Q&A」を踏まえると、1) プロジェクト終了後に資産を撤去できるのは、「利活用できない資産であり、かつ、解体撤去及び原状回復が必要な場合、その実施内容を最新の実施契約書に記載している場合に限る」ということでしょうか。2) 資産の解体費用を自費で負担する場合は、事業終了時に資産を撤去・廃棄することは、実施計画書に記載がなくても可能ですか。	1) ご認識のとおりですが、その必要性を提案書に記載ください。また、事業実施後に、その必要性が生じた場合は事前にプロジェクト担当者との調整をお願いします。2) ご認識のとおりですが、NEDOが認めた場合に限りです。
公募要領	20	9.問い合わせ先	構想が固まったら相談することは可能ですか。	相談に関しましては、公募要領のp.20 9.問い合わせ先にありますように締め切りの1週間前まで受付しております。
別添1	1	提案書作成上の注意	「不要な記載例の部分は全て削除のうえ提出してください。」とありますが、様式中のどこを指しているのでしょうか。	指示調や、太字斜めで標記してあります。
別添1	1	提案書作成上の注意	枚数制限はなく、適切な分量で記載するという理解でよいですか。	ご認識のとおりです。ただし、別添10は1ページにまとめてください。
別添1	2	表紙	規程等により契約権限が代表者から別の者に委任されている場合、本公募についても契約権限を有する代理人名義での提案で問題ないでしょうか。	契約権限を有する方の名義での提案でも結構です。
別添1	2	表紙	表紙に記載する「連絡先」は、研究者と事務担当者のどちらでもよいですか。また、研究者とする場合、代表機関においては、PMと研究開発責任者のどちらにするべきですか。	いずれの方でも問題ありません。連絡先には、本提案に関する問い合わせに適切に対応できる方を記載してください。
別添1	4	1-3.研究開発の内容	国際連携は必須ですか。	必須ではありません。連携する場合、その内容及び役割を記載ください。
別添1	7	2. 実施体制	「経理責任者」の具体的な役割や立場はどんなものですか。	委託業務事務処理マニュアルの「委託業務に係る用語集」をご確認ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2022.html 経理責任者は、NEDO委託費の使い方を管理する責任者です。経費発生調書の記載、発生経費に係る証拠書類の整理等を行います。
別添1	7	2.実施体制	「2-2 管理者」を記載するべきは代表機関および共同提案機関のみで、再委託先は記載不要ですか。	再委託先についても記載が必要です。

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
別添1	6～11	2.実施体制	委託先と再委託先は何を基準に分ければいいですか。どのような場合に再委託先とするのでしょうか。PM候補者が判断するものですか。	委託業務事務処理マニュアルの「I.委託業務の概要 3. 委託業務の実施」をご確認の上、PM候補者をご判断ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2022.html なお、審査においてその役割等を審議した結果、体制の変更を採択条件とする場合もございます。
別添1	6～11	2.実施体制	PMは、事業途中で、新たに必要な事業者を追加することが可能ですか。	事業開始後の実施機関の追加は、NEDOにご相談下さい。PDの指揮の下、可否を判断します。追加する場合は、公募等所定の手続きが必要です。なお、事業途中の参画について提案時に合意ができている場合には、提案書に記載の体制に含めてください。
別添1	6～11	2.実施体制	PMは、採択時の予算規模に応じて提案時の研究実施体制を変更できると理解してよいですか。	採択後に、提案書の内容及び採択時の条件に基づき、実施体制や研究資金の配分計画(契約書に添付する実施計画書)を作成いただきます。
別添1	6～11	2.実施体制	提案した研究の代表者が、別の提案の登録研究員となることは可能ですか。	可能です。
別添1	6～11	2.実施体制	ある提案の登録研究員が、別の提案の登録研究員となることは可能ですか。	可能です。
別添1	6～11	2.実施体制	研究員が複数の提案に参加する場合、どのような制約がありますか。	公募要領7留意事項（18）不合理な重複・過度の集中の排除を参照ください。また、適切なエフォートとなっているかご確認をお願いします。PM候補者については応募様式にエフォートを記載ください。
別添1	6～11	2.実施体制	研究員として参加予定の者が契約締結後に別組織(提案時の体制に含まれていない機関)へ異動した場合、当該研究員は異動後の所属機関での研究実施は可能ですか。	契約締結後の契約機関の変更は必要な手続きを経ることで可能です。
別添1	6～11	2.実施体制	参画機関、課題が多く、体制図が複数ページにまたがってしまいますが問題ないですか。	複数ページにまたがっても構いません。
別添1	6～11	2.実施体制	PMも研究することはできますか。	PM自らも研究を行うことは可能です。エフォートについては、提案される内容に必要なエフォートを提案書2-1に記載ください。

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
別添1	6～11	2.実施体制	PMは、自身がPMとなっている提案以外の提案に、研究員として参加することはできますか。	研究を行うことは可能です。その場合、別添1「5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発」の状況を明記ください。ただし、両方が採択された場合、研究内容の重複は認められません。また、適切なエフォートとなっているかご確認をお願いします。PM候補者については提案書2-1にエフォートを記載ください。
別添1	13	4.研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算	「共同提案の場合、各社ごとに提案された研究開発分担項目及び必要経費を分けて記入して下さい」とありますが、採択された場合、PMが参画機関の研究資金の配分をしてよいですか。	採択後に、提案書の内容及び採択時の条件に基づき、研究資金の配分計画(契約書に添付する実施計画書)を作成いただきます。
別添1 別添2	13～15	4.研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算	同一機関から、異なる事業所・部署が異なるテーマの担当として参画する場合、契約や予算案などは一つにまとめるべきですか。	別添1の4-1は、各事業所・部署が分担する研究開発項目間の関係がわかるように、できるだけ提案全体で一つの表にまとめてください。その際、それぞれの研究開発項目ごとに、必要経費やスケジュールを記載してください。4-2は法人単位で積算してください。契約については、特段の事情がなければ、法人単位で契約します。
別添1 別添2	13～15	4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算	別添1の4-1及び4-2はそれぞれ法人単位で作成・記載するのですか。	別添1の4-1は、各法人(共同提案機関及び再委託先)が分担する研究開発項目間の関係がわかるように、できるだけ提案全体で一つの表にまとめてください。その際、それぞれの研究開発項目ごとに、必要経費やスケジュールを記載してください。4-2は法人単位で作成してください。
別添1	18	5.類似の研究開発	現在公募中・審査中の他の事業と、同じ内容の提案を行ってもよいですか。	提案することは可能です。ただし、同じ内容に複数の公的資金を充当することは禁じられていますので、複数の公募で採択された場合、どれか一つを残し、他を辞退いただきます。複数の公募に並行して提案する場合は、別添1「5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発」に記載してください。
別添1	18	5.類似の研究開発	「別添1「5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発」は、研究開発責任者として提案書に添付した研究員が参画しているものが対象となるのでしょうか。	「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、不合理な重複・過度の集中の排除のために必要な情報です。主要研究員に限らず、提案する研究を行う予定の研究者又は研究グループの範囲で記載ください。
別添1	18	5.類似の研究開発	別添1「5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発」については、再委託先は記載不要ですか。	再委託先についても記載が必要です。

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
別添1	6～17	委託先／研究分 担先／分室総括表	民間企業の正社員の労務費支出は可能ですか。また、その際に留意事項すべき点がありますか。	研究員費又は補助員費として計上可能です。詳細は委託業務事務処理マニュアルの労務費の章をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2022.html
別添1	6～17	委託先／研究分 担先／分室総括表	本事業の直接経費は、PM自体の給与に充てることはできないのでしょうか。	所属機関の労務費として計上が可能です。労務費計上の詳細は委託業務事務処理マニュアルの労務費の章をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2022.html
別添1	6～17	委託先／研究分 担先／分室総括表	備品費、物品費等の積算値のみを記載し、内訳は不要でよいですか。	内訳は不要です。
別添1	6～17	委託先／研究分 担先／分室総括表	再委託先にも間接経費が認められますか。	再委託先にも間接経費を計上可能です。詳しくは、委託業務事務処理マニュアルの再委託費の章をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2022.html
別添1	14	委託先／研究分 担先／分室総括表	一般社団法人や公益財団法人の場合、ア.～エ.のいずれの様式を使用すればよいですか。	ア.企業等の場合を用いて下さい。ただし、消費税の免税事業者等の場合はエ.を利用ください。欄外の注記のとおり、免税事業者となるかについて不明な場合は税理士等にご確認ください。
別添2	1	-	別添2に「共同提案の場合、事業者ごとに記述してください。」との記載がありますが、共同提案を国立研究開発法人、大学、民間企業が行う場合、そのすべてからの提案が必要ですか。	共同提案者ごとに作成をお願いします。別添1の1-5に記載のとおり、共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどのような計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。また、この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想を記載してください。
別添2	1	-	再委託先も別添2の作成が必要ですか。	再委託先についても必要です。なお、別添1の1-5に記載のとおり、共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどのような計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。また、この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想を記載してください。

2024年度「ムーンショット型研究開発事業／2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」

2024年9月11日版

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
別添2	1	-	企業と大学等が連携して提案を行う場合で、事業計画は企業が立て、大学はそれを支援するケースでも、共同提案に大学が含まれていれば大学からも提案書別添3の提出が必要ですか。また、その場合、大学の想定する事業化計画と、企業の想定する事業化計画は同じものになっても問題ないでしょうか。	大学についても提出が必要です。別添1の1-5に記載のとおり、共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどのような計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。また、この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想を記載してください。
別添2	2	-	大学・国立研究開発法人のみで提案する場合に、事業終了後の技術移転を想定する企業名があれば、提案書に記載する必要があるのでしょうか。	可能な範囲で記載ください。その際、製品化・サービス提供を担う企業等との連携体制の構築状況等について記載してください
別添3	1	-	別添3の研究開発責任者とは、どのような者を指すのですか。また、参加を予定している人間を全て記載すべきですか。あるいは一研究項目で1名程度でよいでしょうか。	別添3に記載のとおり、研究開発責任者とは、提案する事業の各研究開発項目の責任者、及び統括責任者となる登録研究員のことを指します。提案書においては、参加を予定する研究員すべての記載を求めるものではありません。上記のとおり、各研究開発項目の責任者について記入ください。ただし、共同提案する機関ごとに少なくとも1名は記入ください。
別添3	1	-	別添3の研究開発責任者として提出しなかった研究者を、採択後に参画させることは可能ですか。	可能です。提案書に記載の主要研究員については審査の対象となります。労務費計上する研究者については、採択後、契約締結時に全員登録いただくことになります。
別添3	1	-	研究開発責任者の定年によるプロジェクト途中での交代は可能ですか。	契約後の登録研究員の変更・追加は可能です。
別添3	1	-	PMが研究開発責任者を兼ねる場合、「PM候補者の研究経歴書」だけを提出すればよいですか。	PMが研究開発責任者である場合、「PM候補者研究経歴書」及び「研究開発責任者研究経歴書」の両方をご提出ください。
別添3	6	若手研究者(40歳以下)数の記入について	若手研究者の数値としてあげる「研究者」とは、業務委託費積算基準に定める「研究員」を指すのでしょうか。	ご認識のとおりです。

資料名	該当ページ	該当項目・内容	問	答
別添6	1	研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（注2））の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。	現在受けている公的資金などは記載せずともよいという理解でよろしいでしょうか？	研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）』については、『別添 1 の5.類似の研究開発』で記載することになっています。
運用・評価 指針	ー	PM	「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」内に、「研究推進法人はPDと協議の上、国内外からPMを公募し」とありますが、本公募がPMの公募を兼ねているということですか。あるいは、本公募はテーマに対するものであり、PMの公募は他に実施されるのでしょうか。	本公募はPMの公募を兼ねています。